

平成 19 年 4 月 27 日

各位

会社名 日本精鉱株式会社
代表者名 代表取締役社長 岩山 統
コード番号 5729・東証二部
問合せ先 常務取締役企画管理部長 鳩川勝美
TEL 03-3235-0021

当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）の導入について

当社は、本日開催の取締役会において、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本指針（会社法施行規則第 127 条本文に定義されるものをいい、以下「基本方針」という）ならびに基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（会社法施行規則第 127 条第 2 号ロ）の一つとして、下記のとおり、当社株式の大量取得行為に関する対応策（以下、「本プラン」という）を導入することに関して決議を行い、あわせて本プランの導入に関する承認議案を平成 19 年 6 月 28 日開催予定の当社定時株主総会（以下「次期定時株主総会」という）に提出することを全取締役の賛成により決定しました。

また、当社監査役 3 名全員からは本プランは当社株式の大量取得行為に関する対応策として相当と判断される旨の意見が表明されております。

本プランにつきましては、次期定時株主総会において当社株主の皆様のご意思を確認させていただくこととしますが、それまでの間においては当社取締役会は本プランを採用することといたしますので、お知らせします。

本プランは当社取締役会の決議により導入するものですが、下記 4.（4）「本プランの有効期間、廃止および変更」に記載するとおり、株主総会の決議により廃止することや、株主総会で選任された取締役で構成される取締役会の決議で廃止することができるなど、株主の総体的意思によってこれを廃止できる手段が設けられており、経済産業省および法務省が平成 17 年 5 月 27 日に発表した「企業価値・株主共同利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」の定める株主意思の原則を充足しております。更に、株主の皆様のご意思をより反映させるという観点から、次期定時株主総会において議案としてお諮りさせていただくことを予定しております。

1. 当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上への取組みについて

- (1) 当社の株主の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第 127 条にいう、財務及び事業の方針の決定を支配するものの在り方に関する基本方針）

当社は、株主は市場での自由な取引を通じて決まるべきものと考えております。従いまして、株式会社の支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えています。なお、当社は、資本市場のルールに則り、株式を買い付ける行為それ自体を否定するものではありません。

しかしながら、昨今では、対象となる会社の取締役会の賛同を得ることなく、一方的に大量の

株式の買付けを強行するといった動きが顕在化しつつあります。それらの中には、当社の持続的な企業価値増大のために必要不可欠な従業員、取引先、債権者等の利害関係者との関係を損ね、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する重大なおそれをもたらすものも想定されます。このような大量取得行為や買付提案を行う者は、例外的に、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適当でないと考えております。

(2) 基本方針の実現に資する取組み

当社は1935年設立以来、一貫して「環境と安全の問題を最重要課題と認識し、社会との共存を図り、より豊かで安全な生活環境を作るために必要な物作りの一翼を担う」ことを基本理念としております。

また、当社は「株主」各位をはじめ、「取引先」、「従業員」、「社会」という全ての利害関係者から支持を得て、企業の経済的価値の向上とともに、社会的責任や環境保全の責務を果たすことが当社の企業価値を高める道と考えております。

そのような認識のもと、当社では主なものとして次のような諸施策を実施しております。

- ① 単年度予算に加えて、三ヵ年中期経営計画を策定し、数値目標のみならず各部署で中長期のアクション・プランを策定し、業容拡大、競争力の向上、・収益力のアップのための諸施策を実行しております。

平成16年度から平成18年度までの三ヵ年中期経営計画につきましては、「ステップ・アップ21」と命名し、次の重点テーマを設定し、活動いたしました。

- (i) アンチモン化合物のトップ・メーカーとして、製造基盤を強化し、品質・競争力の向上により、安定収益体制を確立する。
- (ii) 先端分野での販売基盤の強化を目指す。
- (iii) 海外販売力を強化する。
- (iv) 更なる収益基盤の拡充のため、新製品の研究開発を推進する。

平成19年度よりの新中期経営計画につきましては、「ステップ・アップ21」の各テーマごとの目標達成度、未達成のテーマに対しては阻害要因の総括並びに分析を本年4月末までに徹底して行い、それを基に6月末までに次期中計を策定する予定であります。

- ② 企業価値の向上と株主共同利益を向上させるために必要不可欠な仕組みとして、コーポレート・ガバナンスの充実が経営上の重要課題として捉え、従来から独立性の高い社外監査役を選任し、経営判断にあたって日常的に弁護士等の法律専門家から意見を聴取するなど、経営の客観性を確保するよう努めております。
- ③ 利益配分に関する基本方針としましては、経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、利益配当は株主資本に対するコストであるとの認識に立ち、配当と内部留保のバランスがとれた利益配分を考えております。

具体的には、連結ベースでの配当性向について、25%前後を指標とし、1株当たり年6円以上の配当が安定的に可能となるよう、更なる収益力の向上に努めてまいります。

- ④ 環境保全に関しましては、環境マネジメントの国際規格であるISO14001の認証維持活動を

通じて、システムの充実を日々図り、また、当社製錬所と地元（兵庫県養父市）は環境保全対策協議会を組成し、合同で河川の水質検査を実施する他、環境保全に関する情報交換を積極的に行っております。

当社は以上のような諸施策を実行し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上を図っていく所存であります。

2. 本プランの導入目的と必要性

近年、わが国の資本市場に見られる株式の大量買付等の中には、企業価値ひいては株主共同の利益に明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれのあるもの、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買付者の提示した条件よりも有利な条件を引出すために買付者との交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社は、現在このような大量買付行為がなされる具体的な脅威に晒されているわけではありませんが、今後の株式市場の動向及び企業再編に関連する法制度の整備或いは手続きの簡素化により、今後わが国において大量買付行為が行われていく可能性は高まっていくものと思われま

す。特に、当社は三酸化アンチモンの国内メーカーのシェアを 70%強占めるトップ・メーカーであること、並びに高い技術力を有し、高収益力を誇っている金属粉末製造販売会社を子会社に持っていることにより、その可能性を否定することはできないと思われま

す。このような判断に立って当社取締役会は、当社株式の大量買付行為等が行われる場合に、不適切な買付行為でないかどうかを株主の皆様が判断されるために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために買付者と交渉を行うことを可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益に反する買付行為を抑止する為の枠組みが必要であるとの結論に至りました。

以上の理由により、当社取締役会は次期定時株主総会において株主様にご承認いただけることを条件として、本プランを導入することを決定いたしました。なお、平成19年3月31日現在における当社大株主の状況および当社取締役の株式保有状況は、別紙-4「当社大株主および当社取締役の株式保有状況」のとおりです。また、当社は現時点において当社株式等の大量買付等に係る提案を受けているわけではありません。

なお、本プランにおいては、当社取締役会の恣意的判断を排するため、独立委員会規定（その概要については別紙1ご参照）に従い、（1）当社社外監査役、（2）当社社外取締役または（3）社外有識者（実績ある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士および学識経験者等）で、当社経営陣から独立した者のみから構成される独立委員会の判断を経るとともに、株主の皆様に適時に情報開示を行うことにより透明性を確保することとしています。本プラン導入当初における独立委員会の委員には、別紙-2のとおり3氏が就任されました。

3. 本プランの基本方針

当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させることを目的として、4. 以下に定める本プラ

ンの内容に従った具体的な対応策の導入を実施し、本プランの内容を、株式会社東京証券取引所における適時開示、当社事業報告等の法的開示書類における開示、当社ホームページ等への掲載等により周知させることにより、当社株式に対する買付を行う者が遵守すべき手続があること、並びに、当社が以下の行使条件および取得条項が付された新株予約権の無償割当てを実施することがあり得ることを事前に警告することをもって当社の買収防衛策といたします。

- ① 買付者等による権利行使は認められないとの行使条件
- ② 買付者等以外の者から株式と引換えに新株予約権を取得するとの取得条項

4. 本プランの内容（基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み）

（1）本プランの発動に係る手続

（a）対象となる買付等

本プランは下記①または②に該当する当社株券等の買付またはこれに類似する行為（以下「買付等」という）がなされる場合を適用対象とする。買付等を行う者または提案するもの（以下「買付者等」という）は、予め本プランに定められる手続に従うこととする。

- ① 当社が発行者である株券等¹について、保有者²の株券等保有割合³が 20%以上となる買付
- ② 当社が発行者である株券等⁴について、公開買付け⁵に係る株券等の株券等所有割合⁶およびその特別関係者⁷の株券等所有割合の合計が 20%以上となる公開買付

（b）買付者等に対する情報提供の要求

買付者等は、当社取締役会が別段の定めをした場合を除き、買付等の実行に先立ち、当社取締役会に対して、以下の各号に定める情報（以下「本必要情報」という）および当該買付者等が買付等に際して本プランに定める手続を遵守する旨の誓約文言等を記載した書面（以下「買付説明書」と総称する）を当社の定める書式により提出する。

当社取締役会は、当該買付説明書の記載内容が本必要情報として不十分であると判断した場合には、買付者等に対し、追加的に情報を提供するよう求めることがある。

- ① 買付者等およびそのグループ（共同保有者⁸、特別関係者及び（ファンドの場合は）各組員その他の構成員を含む）の詳細（具体的名称、資本構成、事業内容、財務内容等を含む）
- ② 買付等の目的、方法および内容（買付等の対価の価額・種類、買付等の時期、関連する取引の仕組み、買付等の方法の適法性等を含む）

¹ 証券取引法第 27 条の 23 第 1 項に定義される。以下別段の定めがない限り同じ。

² 証券取引法第 27 条の 23 第 3 項に基づき保有者に含まれる者を含む。

³ 証券取引法第 27 条の 23 第 4 項に定義される。以下同じ。

⁴ 証券取引法第 27 条の 2 第 1 項に定義される。以下②において同じ。

⁵ 証券取引法第 27 条の 2 第 6 項に定義される。以下同じ。

⁶ 証券取引法第 27 条の 2 第 8 項に定義される。以下同じ。

⁷ 証券取引法第 27 条の 2 第 7 項に定義される特別関係者（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含む。）をいう。但し、同項第 1 号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第 3 条第 1 項で定める者を除く。以下同じ。

⁸ 証券取引法第 27 条の 23 第 5 項に規定される共同保有者をいい、同条第 6 項に基づき共同保有者とみなされると当社取締役会が認めた者を含む。以下同じ。

- ③ 買付等の価格の算定根拠（算定の前提事実、算定方法、算定に用いた数値情報および買付等にかかる一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容、そのうち少数株主に対して分配されるシナジーの内容を含む）
- ④ 買付等の資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含む）の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容を含む）
- ⑤ 大規模買付行為に際しての独立委員会との間における意思連絡の有無および意思連絡がある場合はその内容
- ⑥ 買付等の後における当社および当社グループの経営方針、事業計画、資本政策および配当政策
- ⑦ 買付等の後における当社の従業員、労働組合、取引先、顧客、地域社会その他の当社に係る利害関係者の処遇等の方針
- ⑧ 当社の他の株主との利益相反を回避するための具体的方策
- ⑨ その他独立委員会が合理的に必要と判断する情報

なお、独立委員会は、買付者等が本プランに定められた手続に従うことなく買付等を開始したものと認められる場合には、引き続き買付説明書および本必要情報の提出を求めて買付者等と協議・交渉を行うべき特段の事情がある場合を除き、原則として、下記（d）①記載のとおり、当社取締役会に対して、下記（3）にその概要が記載される新株予約権（以下「本新株予約権」という）の無償割当て、その他独立委員会が適切と認めた対抗措置（以下「本新株予約権の無償割当て」という）を実施することを勧告する。

(c) 買付等の内容の検討・買付者等との交渉・代替案の検討

① 当社取締役会に対する情報提供の要求

独立委員会は、買付者等から買付説明書および独立委員会から追加提出を求められた本必要情報（もしあれば）が提出された場合、当社取締役会に対しても、独立委員会が定める合理的な期間内（但し、原則として 30 日間を超えないものとする）に買付者等の買付等の内容に対する意見（留保する旨の意見を含むものとする。以下同じ）、その根拠資料、および代替案（もしあれば）その他独立委員会が適宜必要と認める情報・資料等を速やかに提示するよう要求することがある。

上記の、原則として最長 30 日間の検討期間を必要とする理由は、買付者等から提供された情報の内容を精査、検討し、取締役会として代替案を作成するのに当該期間が必要と判断するものです。

② 独立委員会による検討作業

買付者等および（当社取締役会に対して上記のとおり情報・資料等の提示を要求した場合には）当社取締役会から情報・資料等（追加的に要求したものも含む）の提供が十分になされたら独立委員会が認めた場合、対価を円価現金のみとする公開買付けによる当社全株式の買付けの場合は原則として 60 日間を超えない検討期間、その他の大規模買付行為の場合は原則として 90 日間を超えない検討期間（但し、下記（d）③に記載するところから従い、独立委員会は当該期間の延長・再延長をその決議をもって行うことができるものとし、以下「独立委員会検討期間」という）を独立委員会は設定する。

独立委員会は、独立委員会検討期間内において買付者等および当社取締役会から提供された情報・資料等に基づき、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の観点から、買付者等の買付等の内容の検討、当社取締役会による代替案の検討および買付者等と当社取締役会の事業計画等に関する情報収集・比較検討等を行う。

買付者等は、独立委員会が、独立委員会検討期間において、当社取締役会を通じて、検討資料その他の情報提供、協議・交渉等を求めた場合には、速やかにこれに応じなければならないものとする。なお、買付者等は、独立委員会検討期間が終了するまでは、買付等を開始することはできないものとする。

独立委員会の判断が、当社の企業価値については株主共同の利益に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む）の助言を得ることができるものとする。

③ 株主およびステークホルダーに対する情報開示

独立委員会は、自らまたは当社取締役会等を通じて、買付者等から買付の提案がなされた事実とその概要、本必要情報の概要および独立委員会による検討内容（独立委員会検討期間の開始日および終了日を含む）その他の状況のうち独立委員会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示を行う。

(d) 独立委員会における判断方法

独立委員会は、買付者等が出現した場合において、以下の手続に従い、当社取締役会に対する勧告を行うものとする。なお、独立委員会が当社取締役会に対して下記①から③に定める勧告または決議をした場合、その他独立委員会が適切と考える場合には、独立委員会は、当該勧告または決議の事実とその概要その他独立委員会が適切と判断する事項（下記③に従い独立委員会検討期間を延長・再延長する旨の決議を行う場合には、その旨および延長・再延長の期間・理由の概要を含む）について、自らまたは当社取締役会を通じて、速やかに情報開示を行う。

① 独立委員会が「本プラン」の発動を勧告する場合

独立委員会は、買付者等が上記 (b) および (c) に規定する手続を遵守しなかった場合、または買付者等の買付等の内容の検討、買付者等との協議・交渉の結果、買付者等による買付等が下記 (2) 「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める要件のいずれかに該当し、本新株予約権の無償割当てを実施することが相当であると判断した場合には、独立委員会検討期間の開始または終了の有無を問わず、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施することを勧告する。

但し、独立委員会は、一旦本新株予約権の無償割当ての実施の勧告をした後も、以下のいずれかの事由に該当すると判断した場合には、本新株予約権の無償割当ての効力発生日までは本新株予約権の無償割当ての中止、本新株予約権の無償割当ての効力発生日後、本新株予約権の行使期間の初日の前日までは本新株予約権の無償取得を含む別個の判断を行い、これを当社取締役会に対して勧告することができるものとする。

(i) 当該勧告後に買付者等が買付等を撤回した場合、その他買付等が存在しなくなった場合

(ii) 当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、買付者等による買付等が下記(2)「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める要件のいずれにも該当しないか、もしくは該当しても直ちに本新株予約権の無償割当てを実施することが相当ではない場合

② 独立委員会が本プランの不発動を勧告する場合

独立委員会は、買付者等の買付等の内容の検討、買付者等との協議・交渉の結果、買付者による買付等が下記(2)「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める要件のいずれにも該当しないか、もしくは該当しても本新株予約権の無償割当てを実施することは相当ではないと判断した場合、または当社取締役会が独立委員会の要求にかかわらず上記(c)に規定する意見および独立委員会が要求する情報・資料等を所定期間内に提示しなかった場合には、独立委員会検討期間の終了の有無を問わず、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施しないことを勧告する。

但し、独立委員会は、一旦本新株予約権の無償割当ての不実施の勧告をした後でも、当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、買付者等による買付等が下記(2)「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める要件のいずれかに該当し、本新株予約権の無償割当てを実施することが相当であると判断するにいたった場合には、本新株予約権の無償割当ての実施を含む別個の判断を行い、これを当社取締役会に勧告することができるものとする。

③ 独立委員会が独立委員会検討期間の延長を行う場合

独立委員会が、当初の独立委員会検討期間終了時までには、本新株予約権の無償割当ての実施または不実施の勧告を行うに至らない場合には、独立委員会は、当該買付者等の買付内容の検討、当該買付者等との協議・交渉・代替案の検討等、合理的に必要とされる範囲内で、独立委員会検討期間を延長する旨の決議を行う(なお、当該期間延長後、更なる期間の延長を行う場合においても同様の手続によるものとする。また、期間の延長は最長30日間とする。)

上記延長の決議により独立委員会検討期間が延長された場合、独立委員会は、引き続き、情報収集、検討等を行うものとし、延長期間内に本新株予約権の無償割当ての実施または不実施の勧告や代替案の提示等を行うよう最大限努めるものとする。

(e) 取締役会の決議

当社取締役会は、独立委員会の上記勧告を受けて、これを最大限尊重して最終的に速やかに本新株予約権の無償割当ての実施または不実施に関する会社法上の機関としての決議(本新株予約権の無償割当ての中止を含む)を行うものとする。

当社取締役会は、上記取締役会決議を行った場合速やかに、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、情報開示を行う。なお、買付者等は、当社取締役会が新株予約権無償割当ての不実施に関する決議を行うまでの間、買付等を実行してはならない。

(2) 本新株予約権の無償割当ての要件

当社は、買付者等による買付等が下記のいずれかに該当し、本新株予約権の無償割当てを実施す

ることが相当であると認められる場合、上記（１）「本プランの発動に係る手続」（e）に記載される当社取締役会の決議により、本新株予約権の無償割当てを実施することを予定する。なお、上記（１）「本プランの発動に係る手続」（d）のとおり、下記の要件に該当し、本新株予約権の無償割当てを実施することが相当であるかどうかについては、必ず独立委員会の判断を経ることとする。

- (a) 上記（１）「本プランに係る手続」（b）に定める情報提供および独立委員会検討期間の確保その他本プランに定める手続を遵守しない買付等である場合
- (b) 下記に掲げる行為その他これに類似する行為により、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付等である場合
 - ① 株式等を買占め、その株式等につき当社に対して高値で買取を要求する行為
 - ② 当社の経営を一時的に支配して、当社の重要な資産等を廉価に取得する等、当社の犠牲の下に買付者等の利益を実現する経営を行うような行為
 - ③ 当社の資産を買付者等やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為
 - ④ 当社の経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって、一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って高値で売り抜ける行為
- (c) 強圧的二段階買付（最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を株主に対して不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付を行うことをいう）等株主に株式の売却を事実上強要するおそれのある買付等である場合
- (d) 当社に、当該買付等に対する代替案を提示するために合理的に必要な期間を与えることなく行われる買付等である場合
- (e) 当社株主に対して、本必要情報その他買付等の内容を判断するために合理的に必要なとされる情報を十分に提供することなく行われる買付等である場合
- (f) 買付等の条件（対価の価額・種類、買付等の時期、買付等の方法の適法性、買付等の後における当社の従業員、労働組合、取引先、顧客、地域社会その他の当社に係る利害関係者（以下「当社利害関係者」という）の処遇等の方針等を含む）が、当社の本源的価値に鑑み、不十分または不適当な買付等である場合
- (g) 買付者等による買付等の後の経営方針または事業計画等の内容が不十分または不適当であること等のため、当社と当社利害関係者との間の信頼関係・取引関係等を破壊する、または当社の企業価値・株主共同の利益を毀損する重大なおそれのある買付等である場合

(3) 本新株予約権の無償割当ての概要

本プランに基づき実施する本新株予約権の無償割当ての概要は、以下のとおりとする（本新株予約権の詳細については、別紙3「新株予約権無償割当ての要項」ご参照）。

(a) 本新株予約権の数

当社取締役会が、本新株予約権の無償割当ての取締役会決議（以下「本新株予約権無償割当て決議」という）において別途定める割当て期日（以下「割当て期日」という）における当社の最終の発行済み株式総数（但し、同時点において当社の有する当社株式の数を控除する）と同数を上限として、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める数とする。

(b) 割当て対象株主

割当て期日における当社の最終の株主名簿または実質株主名簿に記載または記録された当社以外の株主に対し、その保有する当社株式1株につき本新株予約権1個を上限として当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める割合で、本新株予約権を無償で割当てる。

(c) 本新株予約権の無償割当ての効力発生日

当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める日とする。

(d) 本新株予約権の目的である株式の種類および数

本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権1個あたりの目的である株式の数（以下「対象株式数」という）は、別途調整がない限り1株とする。

(e) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社株式1株あたりの価額は金1円を下限とし当社株式1株の時価の50%相当額を上限とする金額の範囲内で、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める価額とする。

(f) 本新株予約権の行使期間

本新株予約権の無償割当ての効力発生日または本新株予約権無償割当て決議において、当社取締役会が別途定める日を初日とし、1ヶ月間から2ヶ月間までの範囲で、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める期間とする。但し、下記(i)項②に基づき当社による本新株予約権の取得がなされる場合、当該取得に係る本新株予約権についての行使期間は、当該取得日の前営業日までとする。また、行使期間の最終日が行使に際して払い込まれる金銭の払込みの取扱場所の休業日に当たるときは、その翌営業日を最終日とする。

(g) 本新株予約権の行使条件

- (i) 特定大量保有者⁹
- (ii) 特定大量保有者の共同保有者
- (iii) 特定大量買付者¹⁰
- (iv) 特定大量買付者の特別関係者
- (v) 上記(i)ないし(iv)に該当する者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲受けもしくは承継した者
- (vi) 上記(i)ないし(v)記載の者の関連者¹¹(以下、(i)ないし(iv)に該当する者を「特定買付者等」と総称する)

上記記載の者は、原則として本新株予約権を行使することができない。また、外国の適用法令上、本新株予約権の行使にあたり所定の手続が必要とされる者も、原則として本新株予約権を行使することができない(但し、かかる者のうち当該外国の適用法令上、適用除外規定が利用できる等の一定の者は行使することができるほか、かかる者の本新株予約権も下記(i)項のとおり、当社による当社株式を対価とする取得の対象となる。詳細は別紙3「新株予約権無償割当ての要項」ご参照)。

(h) 本新株予約権の譲渡

本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要する。

(i) 当社による本新株予約権の取得

- ① 当社は、本新株予約権の行使期間の初日の前日までの間いつでも、当社が本新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別に定める日において、すべての本新株予約権を無償で取得することができるものとする。
- ② 当社は、当社取締役会が別に定める日において、特定買付者等以外の者が有する本新株予約権のうち当社取締役会が定める当該日の前営業日までに未行使の本新株予約権のすべてを取得し、これと引き換えに、本新株予約権1個につき対象株式数の当社株式を交付することができる。当社はかかる本新株予約権の取得を複数回行うことができる。
- ③ 特定買付者等有する本新株予約権を取得するときは、これと引換えに、当該新株予約権者に対して当該新株予約権1個につき交付株式の当該取得時における時価に相当する価値の現金、債券、社債若しくは新株予約権付社債その他の財産、又は当該新株予約権に代わる新たな新株予約権(これらの全部又は一部を当社普通株式に代えることもあり得る)を交付する旨の定めを設ける場合がある。

⁹ 当社が発行者である株券等の保有者で、当該株券等に係る株券等保有割合が20%となると当社取締役会が認めた者をいう。

¹⁰ 公開買付けによって当社が発行者である株券等(証券取引法第27条の2第1項に定義される。以下、本脚注において同じ)の買付け等(同法第27条の2第1項に定義される。以下、本脚注において同じ)を行う旨の広告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有(これに準ずるものとして同法施行令第7条第3項に定める場合を含む)に係る株券等の株券等所有割合がその者の特別関係者の株券等所有割合と合計して20%以上となると当社取締役会が認めた者をいう。

¹¹ ある者の関連者とは、実質的にその者を支配し、その者に支配され若しくはその者と共同の支配下にある者をいう。「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」(会社法施行規則第3条第3項に定義される)をいう。

なお、上記に用いられる用語の定義および詳細については、別紙3「新株予約権無償割当ての要項」をご参照願います。

(4) 本プランの有効期間、廃止および変更

本プランの有効期間は、平成19年4月27日から次期定時株主総会終結の時までとし、次期定時株主総会において承認が得られた場合には、当該有効期間を平成22年6月開催予定の定時株主総会終結の時まで延長するものとする。

但し、かかる有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において本プランを変更または廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランは当該決議に従いその時点で変更または廃止されるものとする。また、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとする。

なお、当社取締役会は、本プランに反しない範囲、または会社法、証券取引法、その他の法令もしくは証券取引所規則の変更またはこれらの解釈・運用の変更、または税制、裁判例等の変更により合理的に必要と認められる範囲で独立委員会の承認を得た上で、本プランを修正し、または変更する場合がある。

当社は、本プランが廃止または変更された場合には、当該廃止または変更の事実および（変更の場合には）変更内容その他当社取締役会または独立委員会が適切と認める事項について、情報開示を速やかに行う。

5. 本プランの合理性

(1) 買収防衛策に関する指針の要件を全て充足していること

本プランは、経済産業省および法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を全て充足しています。

(2) 株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本プランは、当社株式に対する買付等がなされた際に、当該買付等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や期間を確保し、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されるものです。

(3) 株主意思を重視するものであること

当社は、取締役会において決議された本プランを当社の次期定時株主総会で決議予定であることを合わせて当社取締役会で決議しております。また、上記4.(4)「本プランの有効期間、廃止および変更」に記載したとおり、本プランの有効期間は次期定時株主総会終結時までであり、次期株主総会においてご承認いただいた後も、その後の当社株主総会において、本プランの変更または廃止の決議がなされた場合には、本プランも当該決議に従い変更または廃止されることとなります。以上の意味において、本プランの消長および内容は、当社株主総会の意思に基づくことになってお

ります。

(4) 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

当社は、本プランの導入に当たり、当社取締役会の恣意的判断を排除し、株主の皆様のために本プランの発動等の運用に際しての実質的な判断を客観的に行う機関として独立委員会を設置します。

独立委員会は、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、当社の社外監査役、社外取締役または社外の有識者から選任される委員3名以上により構成されます。

また、独立委員会の判断概要については必要に応じ株主の皆様へ情報開示をすることとし、当社の企業価値・株主共同の利益に資する範囲で本プランの透明な運営が行われる仕組みを確保しています。

(5) 合理的な客観的発動要件の設定

「本プラン」は、上記4.(1)「本プランの発動に係る手続」(d) および4.(2)「本新株予約権の無償割当ての要件」にて記載したとおり、予め定められた合理的客観的発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しています。

(6) 第三者専門家の意見の取得

上記4.(1)「本プランの発動に係る手続」(c)にて記載したとおり、買付者等が出現すると、独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家）の助言を得ることができることにより、独立委員会による判断の公正さ・客観性がより強く担保された仕組みとなっています。

(7) デッドハンド型もしくはスローハンド型買収防衛策ではないこと

上記4.(4)「本プランの有効期間、廃止および変更」に記載したとおり、本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により廃止することができることから、当社の株券等を大量に買い付けた者が、当社株主総会で取締役を指名し、かかる取締役で構成される取締役会により、本プランを廃止することが可能です。従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社は期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型（取締役会の構成の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

6. 株主の皆様への影響

(1) 本プランの導入時に株主の皆様へ与える影響

本プランは、株主の皆様が大量買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見等を提供し、さらには株主の皆様が代替案の提示を受ける機会を保証することを目的としています。これにより、株主の皆様は、十分な情報を取得して、

大量買付行為に応じるか否かについて適切な判断をすることが可能となり、そのことが株主の皆様
の共同の利益の保護につながるものと考えます。従いまして、本プランの設定は、株主および投資
家の皆様が適切な投資判断を行う上での前提となるものであり、株主および投資家の皆様との共同
の利益に資するものであると考えております。

前述の4(2)において述べたように、買付者等が本プランを遵守するか否かにより当該買付行
為に対する当社の対応方針が異なりますので、株主および投資家の皆様におかれましては、買付者
等の動向にご注意ください。

(2) 本新株予約権の無償割当て時に株主の皆様にご与える影響

当社取締役会が本新株予約権の無償割当て決議において、別途定める割当て期日における株主の
皆様に対し、その保有する株式1株につき本新株予約権1個を上限として取締役会が本新株予約権
無償割当て決議において別途定める割合で、本新株予約権が無償で割当てられます。仮に、株主の
皆様が、権利行使期間内に、所定の行使価額等の金銭の払い込みその他下記(3)「本新株予約権
の無償割当てに伴って株主の皆様が必要となる手続」(b)において記述する本新株予約権の行使
にかかる手続を経なければ、他の株主の皆様による本新株予約権の行使により、その保有する当社
株式が希釈化することになります。但し、当社は、下記(3)「本新株予約権の無償割当てに伴っ
て株主の皆様が必要となる手続」(c)に記載する手続により、特定買付者等以外の株主の皆様から
本新株予約権を取得し、それと引き換えに当社株式を交付することがあります。当社がかかる取得
の手続をとった場合、特定買付者等以外の株主の皆様は、本新株予約権の行使および所定の行使価
額相当の金銭の払込みをすることなく、当社株式を受領することとなるため、保有する当社株式の
希釈化は生じません。

なお、上記4.(1)「本プランの発動に係る手続」(d)に記載するとおり、当社は、一旦本
新株予約権無償割当て決議がなされた場合であっても、本新株予約権の無償割当ての効力発生日の
前日までにこれを中止したり、本新株予約権の無償割当ての効力発生日後、本新株予約権の行使期
間の初日の前日までは無償割当てされた本新株予約権を無償取得する場合があります。これらの場
合には、1株当たりの株式の価値の希釈化は生じませんので、1株当たりの株式の価値の希釈化が
生じることを前提にして売付等を行った投資家の皆様は、株価の変動により相応の損害を被る可
能性があります。

(3) 本新株予約権の無償割当てに伴って株主の皆様が必要となる手続

(a) 名義書換の手続

当社取締役会において、本新株予約権の無償割当てを実施することを決議した場合には、
当社は、本新株予約権の無償割当ての割当て期日を公告します。割当て期日における最終の
株主名簿または実質株主名簿に記載または記録された株主の皆様は、新株予約権が無償にて割
当てられるので、株主の皆様においては、速やかに株式の名義書換手続を行う必要があります。
証券保管振替機構に対する預託を行っている株券については、名義書換手続は不要です。

なお、割当て期日における最終の株主名簿または実質株主名簿に記載または記録された株
主の皆様は、当該新株予約権の無償割当ての効力発生日において、当然に新株予約権者とな
るため、申込みの手続き等は不要です。

(b) 本新株予約権の行使の手続

当社は、割当て期日における最終の株主名簿または実質株主名簿に記載または記録された株主の皆様に対し、原則として、本新株予約権の行使請求書(行使に係る本新株予約権の内容および数、本新株予約権を行使する日等の必要事項、および株主ご自身が本新株予約権の行使条件を充足すること等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式によるものとします)その他本新株予約権の権利行使に必要な書類を送付します。本新株予約権の無償割当て後、株主の皆様におかれては、本新株予約権の行使期間内に、これらの必要書類を提出した上、本新株予約権 1 個当たり金 1 円を下限とし、当社株式 1 株の時価の 50%相当額を上限として当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において定める価格を払込取扱場所に払込むことにより、1 個の本新株予約権につき、原則として 1 株の当社株式が発行されることとなります。

(c) 本新株予約権の取得の手続き

当社は、当社取締役会が本新株予約権を取得する旨の決定をした場合、法定の手続きに従い、当社取締役会が別途定める日において本新株予約権を取得し、これと引換えに当社株式を株主の皆様へ交付することがあります。なお、この場合、かかる株主の皆様には、別途、ご自身が特定買付者等ではないこと等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式をご提出いただくことがあります。

上記のほか、割当て方法、行使の方法および当社による取得の方法の詳細につき、本新株予約権の無償割当てに関する当社取締役会の決議が行われた後、株主の皆様に対して公表または通知いたしますので、当該内容をご確認ください。

以上

独立委員会規程の概要

1. 独立委員会は、当社取締役会の決議により設置される。
2. 独立委員会の委員は、3名以上とし、当社経営陣から独立している、(1) 当社の社外監査役、(2) 当社の社外取締役または(3) 社外の有識者のいずれかに該当するものの中から当社取締役会が選任する。但し、社外の有識者は、実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士もしくは学識経験者またはこれらに準ずる者とし、また、別途当社が指定する善管注意義務条項等を含む契約を当社との間で締結した者とする。
3. 独立委員会の委員の任期は、選任の時から1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の締結の時までとする。但し、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りではない。また、社外取締役、社外監査役で独立委員会委員である者が取締役、監査役でなくなった場合には、独立委員会委員の任期も同時に終了する。
4. 独立委員会は、必要に応じて、当社の取締役、監査役、従業員その他必要と認めるものを出席させ、その意見または説明を求めることができる。
5. 独立委員会は、随時開催できることとし、その決議は委員の全員が出席し、その過半数をもって行う。但し、委員に事故あるときその他やむをえない事由があるときは、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
6. 独立委員会は、以下の各号に記載される事項について決定し、その決定内容を、理由を付して当社取締役会に対して勧告する。独立委員会は、決議の事実とその概要その他独立委員会が適切と判断する事項について、自らまたは当社取締役会を通じて、速やかに情報開示を行う。

なお、独立委員会の各委員は、決定等にあたっては、当社の企業価値・株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、専ら自己または当社の経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならない。

 - (1) 本プランの対象となる買付等への該当性の判断
 - (2) 本プランに係る新株予約権の無償割当ての実施または不実施
 - (3) 本プランに係る新株予約権の無償割当ての中止または無償取得
 - (4) 本プランの廃止または変更(但し、変更については、本プランの基本方針に反しない範囲、または、会社法、証券取引法、その他の法令もしくは証券取引所規則の変更またはこれらの解釈・運用の変更、または税制、裁判例等の変更により合理的に必要と認められる範囲に限る。)
 - (5) 買付者等及び当社取締役会が独立委員会に提供すべき情報、意見、代替案、資料の決定およびその回答期限
 - (6) 独立委員会の検討期間の設定(但し、原則として対価を円価現金のみとする公開買付けに

よる当社全株式の場合は原則として 60 日間を超えない検討期間とし、その他の大規模買付行為の場合は原則として 90 日間を超えない検討期間とする) および当該期間の延長、再延長

(7) その他当社取締役会が判断すべき事項のうち、当社取締役会が独立委員会に諮問した事項

7. 独立委員会は、6. に定める事項に加え、以下の各号に記載される事項を行うことができる。

(1) 買付者等の買付等の内容の精査・検討

(2) 買付者等との交渉・協議

(3) 代替案の検討

(4) 株主に対する代替案の提示

(5) その他本プランにおいて独立委員会が行うことができると定められた事項

(6) 当会社の取締役会が、別途独立委員会が行うことができるものと定めた事項

8. 独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む）の助言を得ること等ができる。

以上

独立委員会委員略歴

内田 智 (うちだ さとし)

弁護士 (山近・矢作法律事務所 副所長)

[略 歴]

昭和 57 年 3 月 早稲田大学法学部卒業

平成 2 年 4 月 弁護士登録 (東京弁護士会所属)

岡田 民雄 (おかだ たみお)

日本坩堝株式会社 代表取締役社長、当社社外監査役

[略 歴]

昭和 35 年 4 月 日本坩堝株式会社 入社

平成 6 年 2 月 同社 監査役

平成 7 年 2 月 同社 専務取締役

平成 7 年 6 月 同社 代表取締役副社長

平成 8 年 2 月 同社 代表取締役社長 (現)

平成 15 年 6 月 当社 監査役 (現)

平成 19 年 6 月 日本坩堝株式会社 代表取締役会長就任予定

梶原 俊久 (かじわら としひさ)

テイカ株式会社 社外監査役

[略 歴]

昭和 35 年 4 月 日商株式会社 入社

(昭和 39 年 10 月日商株式会社と岩井産業株式会社合併により日商岩井株式会社に商号変更)

平成 4 年 6 月 日商岩井株式会社 取締役

平成 9 年 6 月 同社 専務取締役

平成 11 年 6 月 日商岩井ケミカル株式会社 代表取締役会長

平成 18 年 6 月 テイカ株式会社 監査役 (現)

以上

新株予約権無償割当ての要項

I. 新株予約権無償割当てに関する事項の決定

(1) 新株予約権の内容および数

新株に割り当てる新株予約権（以下、個別にまたは総称して「新株予約権」という）の内容は下記Ⅱ. に記載されるところに基づくものとし、新株予約権の数は、当社取締役会が新株予約権の無償割当て決議（以下「新株予約権無償割当て決議」という）において別途定める割当て期日（以下「割当て期日」という）における当社の最終の発行済み株式総数（但し、同時点において当社の有する当社株式の数を控除する）と同数を上限として、当社取締役会が新株予約権無償割当て決議において別途定める数とする。

(2) 割当て対象株主

割当て期日における当社の最終の株主名簿または実質株主名簿に記載または記録された当社以外の株主に対し、その保有する株式1株につき新株予約権1個を上限として当社取締役会が新株予約権無償割当て決議において別途定める割合で、新株予約権を無償で割り当てる。

(3) 新株予約権の無償割当ての効力発生日

当社取締役会が新株予約権無償割当て決議において別途定める日とする。

Ⅱ. 新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的である株式の種類および数

- ① 新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個あたりの目的である株式の数（以下「対象株式数」という）は、1株とする。但し、当社が株式の分割または株式の併合を行う場合、対象株式数は次の算式により調整されるものとし、調整結果の結果生ずる1株未満の端数は切り捨てるものとし、現金による調整は行わない。

調整後対象株式数＝調整前対象株式数×分割・併合の比率

- ② 調整後対象株式数は、株式の分割の場合はその基準日の翌日以降、株式の併合の場合はその効力発生日の翌日以降、これを適用する。
- ③ 上記①に定めるほか、株式無償割当て、合併、会社分割等当社の発行済み株式数（但し、当社の有する当社株式の数を除く）の変更または変更の可能性を生ずる行為を行う場合で、対象株式数の調整を必要とするときには、株式無償割当て、合併、会社分割その他の行為の条件等を勘案のうえ、対象株式数につき合理的な調整を行うものとする。

(2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価格

- ① 新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価格は、行使価格（下記②に定義される）に対象株式を乗じた価格とする。

- ② 新株予約権の行使に際して出資される財産の当社株式1株あたりの価格（以下「行使価格」という）は金1円を下限として当社株式1株の時価の50%相当額を上限とする金額の範囲内で、当社取締役会が新株予約権無償割当て決議において別途定める価格とする。「時価」とは、新株予約権無償割当て決議の前日から遡って90日間（終値のない日を除く）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む）の平均値とし、1円未満の端数は切り上げるものとする。
- (3) 新株予約権の行使期間
新株予約権の無償割当ての効力発生日または新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める日を初日とし、1ヶ月間から2ヶ月間までの範囲で当社取締役会が新株予約権無償割当て決議において別途定める期間とする。ただし下記(7)項②の規定に基づき当社による新株予約権の取得がなされる場合、当該取得にかかる新株予約権についての行使期間は、当該取得日の前営業日までとする。また、行使期間の最終日が行使に際して払い込まれる金銭の払込みの取扱場所の休業日に当たるときは、その翌営業日を最終日とする。
- (4) 新株予約権の行使条件
① (i) 特定大量保有者、(ii) 特定大量保有者の共同保有者、(iii) 特定大量買付者、(iv) 特定大量買付者の特別関係者、もしくは(v) 上記(i)ないし(iv)に該当する者から新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲受けもしくは継承した者、または、(vi) 上記(i)ないし(v)記載の者の関連者（以下、(i)ないし(vi)に該当する者を総称して「特定買付者等」という）は、新株予約権を行使することができない。

なお、上記に用いられる用語は次のとおり定義される。

- (a) 「特定大量保有者」とは、当社が発行者である株券等（証券取引法第27条の23第1項に定義される。以下別段の定めがない限り同じ）の保有者（同法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含む）で、当該株券等に係る株券等保有割合（同法第27条の23第4項に定義される）が20%以上となると当社取締役会が認めた者をいう。
- (b) 「共同保有者」とは、証券取引法第27条の23第5項に定義される共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされると当社取締役会が認めた者を含む。
- (c) 「特定大量買付者」とは公開買付け（証券取引法第27条の2第6項に定義される）によって当社が発行者である株券等（同法第27条の2第1項に定義される。以下本(c)において同じ）の買付等（同法第27条の2第1項に定義される。以下本(c)において同じ）を行う旨の公告を行った者で、当該買付等の後におけるその者の所有（これに準ずるものとして同法施行令第7条第3項に定める場合を含む）に係る株券等の株券等所有割合（同法第27条の2第8項に定義される。以下同じ）がその者の特別関係者の株券等所有割合と合計して20%以上になると当社取締役会が認めた者をいう。

- (d) 「特別関係者」とは、証券取引法第 27 条の 2 第 7 項に定義される特別関係者(当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含む)をいう。但し、同項第 1 号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第 3 条第 1 項で定める者を除く。
 - (e) ある者の「関係者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配されもしくはその者と共同の支配下にある者として当社取締役会が認めた者をいう。「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」(会社法施行規則第 3 条第 3 項に定義される)をいう。
- ② 上記①にかかわらず、下記 (a) ないし (d) の各号に記載される者は、特定大量保有者または特定大量買付者に該当しないものとする。
- (a) 当社、当社の子会社(財務諸表等の用語、株式および作成方法に関する規則第 8 条第 3 項に定義される)または当社の関連会社 (同規則第 8 条第 5 項に定義される)
 - (b) 当社を支配する意図がなく上記① (a) に記載する要件に該当することになった者である旨当社取締役会が認めたものであって、かつ上記① (a) の特定大量保有者に該当することになった後 10 日間 (但し、当社取締役会はかかる期間を延長することができる) 以内にその保有する当社の株券等を処分等することにより上記① (a) の特定大量保有者に該当しなくなった者
 - (c) 当社による自己株式取得その他の理由により、自己の意思によることなく、上記 (a) の特定大量保有者に該当することになった者である旨当社取締役会が認めた者 (但し、その後、自己の意思により当社の株券等を新たに取得した場合を除く)
 - (d) その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値または株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者 (特定買付者等に該当すると当社取締役会が認めた者についても、当社の企業価値または株主共同の利益に反しないと当社取締役会は別途認めることができ、また、一定の条件の下に当社の企業価値または株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた場合には、当該条件が満たされている場合に限る)
- ③ 適用ある外国の法令上、当該法令の管轄地域に所在する新株予約権を行使させるに際し、(i) 所定の手続きの履行もしくは(ii) 所定の条件 (一定期間の行使禁止、所定の書類の提出を含む) の充足、または(iii) その双方 (以下「準抛法行使手続・条件」と総称する) が必要とされる場合には、当該管轄地域に所在する者は、当該準抛法行使手続・条件がすべて履行または充足されたと当社取締役会が認めた場合に限り新株予約権を行使することができ、これが充足されたと当社取締役会が認めない場合には新株予約権を行使することができない。なお、当該管轄地域に所在する者に新株予約権を行使させるに際し当社が履行または充足することが必要とされる準抛法行使手続・条件については、当社取締役会としてこれを履行または充足する義務は負わない。また、当該管轄地域における法令上認められない場合には、当該管轄地域に所在する者は、新株予約権を行使することができない。
- ④ 上記③にかかわらず、米国に所在する者は、当社に対し、(i) 自らが米国 1933 年証券法ルール 501 (a) に定義する適格投資家 (accredited investor) であることを表明、保証し、

かつ（ii）その保有する新株予約権の行使の結果取得する当社普通株式の転売は東京証券取引所における普通取引（但し、事前の取決めに基づかず、かつ事前の勧誘を行わないものとする）によってのみこれを行うことを誓約した場合に限り、当該新株予約権を行使することができる。当社は、かかる場合に限り、当該米国に所在する者が当該新株予約権を行使するために当社が履行または充足することが必要とされる米国 1933 年証券法レギュレーション D および米国州法にかかる準拠法行使手続・条件を履行または充足するものとする。なお、米国における法令の変更等の理由により、米国に所在する者が上記（i）および（ii）を充足しても米国証券法上適法に新株予約権の行使を認めることができないと当社取締役会が認める場合には、米国に所在する者は、新株予約権を行使することができない。

- ⑤ 新株予約権を有する者は、当社に対し、自らが特定買付者等に該当せず、かつ、特定買付者等に該当する者のために行使しようとしているものではないこと、および新株予約権の行使条件を充足していること等の表明・保証条項、補償条項その他当社が定める事項を誓約する書面並びに法令等により必要とされる書面を提出した場合に限り、新株予約権を行使することができるものとする。
- ⑥ 新株予約権を有する者が本（4）の規定により、新株予約権を行使することができない場合であっても、当社は当該新株予約権を有する者に対して、損害賠償責任その他の責任を一切負わないものとする。

（5） 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金
新株予約権の行使により当社株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第 40 条に従い算出される資本金等増加限度額全額とし、資本準備金は増加しないものとする。

（6） 新株予約権の譲渡制限

- ① 新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要する。
- ② 新株予約権を譲渡しようとする者が日本国外に所在する者であって、上記（4）③の規定により新株予約権を行使することができない者（特定買付者等を除く）であるときは、当社取締役会は、以下の事由等を勘案して上記①の承認をするか否かを決定する。
 - (a) 当該管轄地域に所在する者による新株予約権の全部または一部の譲渡による取得に関し、譲渡人および譲受人が作成し署名または記名捺印した差入書（下記（b）ないし（d）に関する表明・保証条項、補償条項および違約金条項を含む）が提出されているか否か
 - (b) 譲渡人および譲受人が特定買付者等に該当しないことが明らかか否か
 - (c) 譲受人が当該管轄地域に所在しない者であり、かつ、当該管轄地域に所在する者のために譲り受けしようとしている者ではないことが明らかであるか否か
 - (d) 譲受人が特定買付者等のために譲受しようとしている者でないことが明らかか否か

(7) 当社による新株予約権の取得

- ① 当社は、新株予約権の行使期間の初日の前日までの間いつでも、当社が新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別に定める日において、全ての新株予約権を無償で取得することができる。
- ② 当社は、当社取締役会が別に定める日において、特定買付者等以外の者が有する本新株予約権のうち当社取締役会が定める当該日の前営業日までに未行使の本新株予約権のすべてを取得し、これと引き換えに、本新株予約権 1 個につき対象株式数の当社株式を交付することができる。当社はかかる本新株予約権の取得を複数回行うことができる。
- ③ 特定買付者等有する本新株予約権を取得するときは、これと引換えに、当該新株予約権者に対して当該新株予約権 1 個につき交付株式の当該取得時における時価に相当する価値の現金、債券、社債若しくは新株予約権付社債その他の財産、又は当該新株予約権に代わる新たな新株予約権(これらの全部又は一部を当社普通株式に代えることもあり得る)を交付する旨の定めを設ける場合がある。

(8) 合併(合併により当社が消滅する場合に限る)、吸収分割、新設分割、株式交換、および株式移転の場合の新株予約権の交付およびその条件

当社取締役会が新株予約権無償割当て決議において別途決定する。

(9) 新株予約権に係る新株予約権証券を発行しない。

(10) 法令の改正等による修正

上記で引用する法令の規定は、平成 19 年 4 月 27 日現在施行されている規定を前提としているものであり、同日以降、法令の新設または改廃により、上記各項に定める条項ないし用語の定義等に修正を加える必要が生じた場合には、当社取締役会において、当該新設または改廃の趣旨を考慮の上、上記各項に定める条項ないし用語の定義等を適宜合理的な範囲内で読み替えることができるものとする。

以上

当社大株主および当社取締役の株式保有状況

大株主状況（平成 19 年 3 月 31 日現在）

氏名又は名称	住 所	所有株式数 千株	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合 %
双 日 株 式 会 社	東京都港区赤坂 6-1-20	1,693	12.99
大和生命保険株式会社	東京都千代田区内幸町 1-1-7	1,250	9.59
日 鋳 金 属 株 式 会 社	東京都港区虎ノ門 2-10-1	415	3.18
太 陽 鋳 工 株 式 会 社	兵庫県神戸市中央磯辺通 1-1-39	410	3.14
日本証券金融株式会社	東京都中央区日本橋茅場町 1-2-10	296	2.27
福田金属箔粉工業株式会社	京都府京都市山科区西野山中臣町 20	204	1.56
三菱 UFJ 信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内 1-4-5	193	1.48
日本化学産業株式会社	東京都台東区下谷 2-20-5	122	0.93
藤 井 恒 明	新潟県三条市	120	0.92
竹 上 雄 輔	千葉県流山市	118	0.90
合 計		4,821	37.00

取締役の株式保有状況（平成 19 年 3 月 31 日現在）

氏 名	役 職 名	所有株式数 千株	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合 %
岩 山 統	代表取締役社長	15	0.12
鳩 川 勝 美	常務取締役企画管理部長	10	0.08
熊 谷 博 明	取締役中瀬製錬所長	1	0.01
福 井 秀 明	取締役	30	0.23
岡 田 民 雄	監査役	4	0.03
合 計		60	0.46

以上